

鎌ヶ谷市財政健全化計画

(第4期)

『新たな時代への挑戦：「みんなでつくるふるさと 鎌ヶ谷」
の実現に向けた、健全な行財政運営の堅持』

(令和3年度～令和8年度)

令和4年2月

鎌 ヶ 谷 市

目次

1	趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の目的	3
4	計画期間	3
5	計画期間に改善及び堅持していくポイント	3
6	中期財政見通し	5
7	財政指標等の数値目標	6
8	財政指標等の数値目標達成に向けた取組み	10
9	財政情報の積極的な公表	11
10	財政指標等の数値目標及び財源不足の対応状況の検証	11
	財政用語等の解説（本文中に※がある用語）	12

別冊：資料編（項目別の財政状況）

財政健全化計画を策定するにあたり

令和2年度決算は、行財政改革を継続的に実施してきたことをはじめ、事業の選択と集中を図ったことの結果として、財政健全化計画に掲げた数値目標である国の定める早期健全化基準未満を維持できました。

一方で、財政調整基金の年度末残高は、数値目標の18億円に約5千万円届かず、経常収支比率は97.3%と前年比で0.6ポイント改善したものの、減債基金繰入金を加味した場合、95.2%と数値目標である95%未満を0.2ポイント達成できませんでした。

このことから、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるなかで、厳しさを増した決算となりました。

今、何に取り組まないといけないか

① 経常収支比率95%未満への回復・堅持

経常収支比率は「財政構造の弾力性」を判断する指標であり、本市は平成30年度決算から3年連続で95%以上と、財政の硬直化が深刻な状況になっています。硬直化が進むことにより、経済環境や行政需要の変化に適切に対応できないことになるため、回復は大きな課題となっています。

② 財政調整基金年度末残高19億円の堅持

今後の少子高齢化の進展に伴う、市税収入の減少、社会保障費の大幅な増加などが見込まれることやいつ発生するかわからない自然災害の対応のため、財政調整基金残高は、必ず確保しなければなりません。

今後、平成19年度のような厳しい財政状況を繰り返すことがないよう、財政健全化計画の数値目標の達成に取り組まなければなりません。

1 趣旨

(1) 第1期～第2期（平成18年度～平成27年度）の財政状況

本市の財政状況は、平成19年度決算では、少子高齢化の進展に伴う扶助費及び医療特別会計繰出金の増額、三位一体の改革（※1）などを要因として、基金残高の減少、経常収支比率の悪化など、危機的な状況に陥りました。

また、国においては、北海道夕張市の財政破綻を契機として、地方公共団体の財政健全化を図るため、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」（※2）を制定し、平成20年度決算からは、早期健全化団体に位置付けられた場合、国が自治体の行財政運営に関与することになりました。

このような状況の中、本市は平成18年度を初年度とする財政健全化計画（第1期）を策定し、平成20年度予算編成からは、行革推進型の予算編成の推進に取り組んだ結果、経常収支比率の大幅な改善、健全化判断比率における健全化の維持、財政調整基金残高の確保など、目に見える形で大きな改善が図られ、平成26年度決算を踏まえた中期財政見通しにおいては、財源不足が生じることなく、予算が編成できる状況となりました。

(2) 第3期の財政状況～第4期に向けて（平成28年度～令和8年度）

平成27年9月に『市のめざす姿の実現と未来を見据えた行財政運営の推進』を目的とした財政健全化計画（第3期）を策定し、数値目標は、経常収支比率（※3）を95%未満、財政調整基金の年度末残高は18億円を維持、健全化判断比率は早期健全化基準未満を維持とそれぞれ設定しました。

第3期では、民間保育所や小規模保育所の誘致、小学校トイレ洋式化など義務教育施設の改修、市庁舎免震改修など防災機能の強化、新京成線連続立体交差事業の推進など、子どもからお年寄りまでずっと笑顔でいられる街を目指す事業を推進してきました。

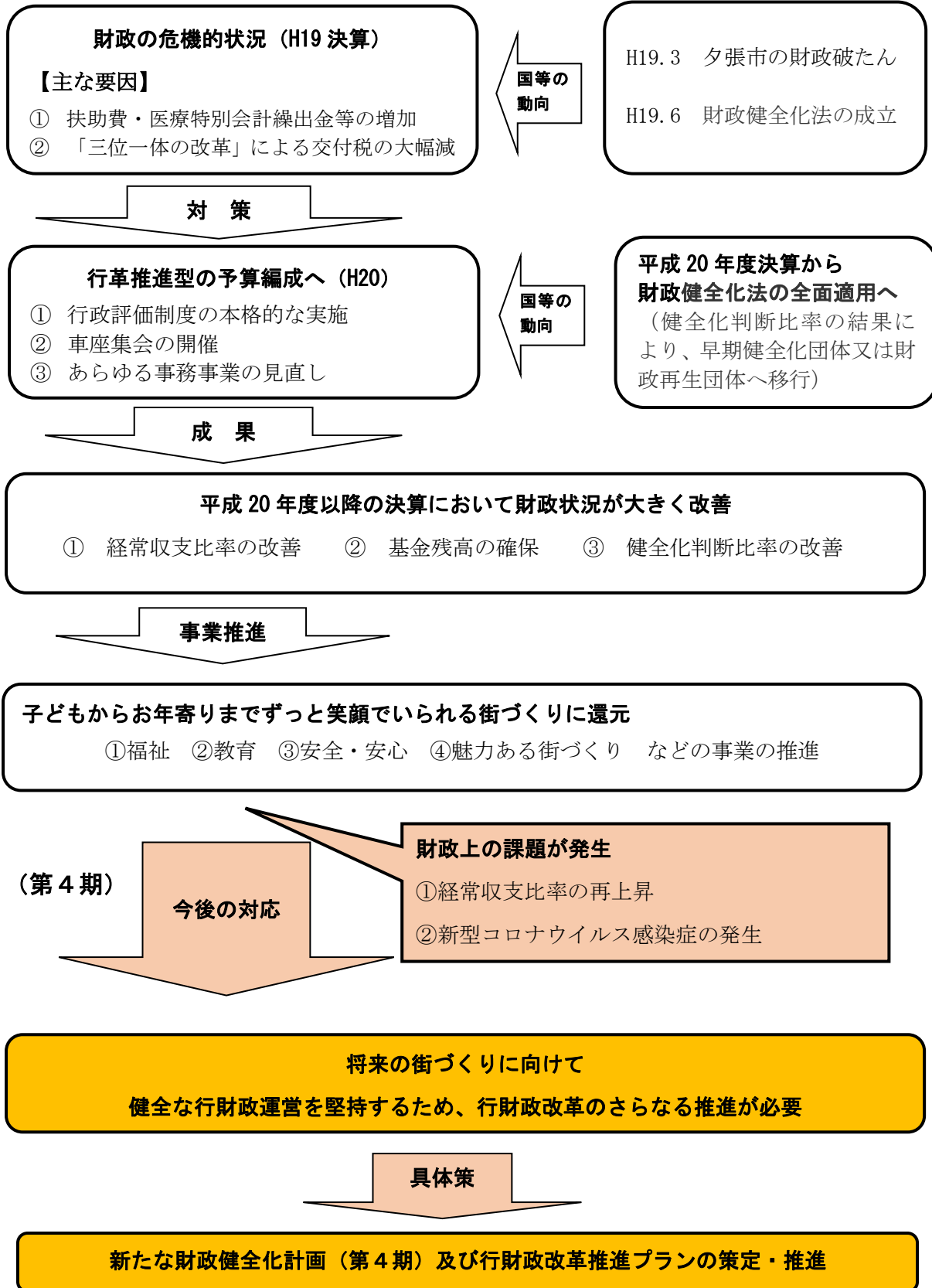
その結果として、平成28年度から令和2年度までの決算では、健全化判断比率は早期健全化基準未満を維持していますが、経常収支比率は平成30年度決算から3年連続で95%以上と財政の硬直化が進む状況にあることに加え、財政調整基金は令和2年度末残高で17億5千万円と目標を下回ったことから回復する必要があります。

また、令和元年度に発生し未だ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症は、市民生活や本市の財政運営に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

今後は、少子高齢化社会への対応など本市を取り巻く課題や過去に経験のない新型コロナウイルス感染症による経済の落ち込みからの脱却に挑戦し、将来の街づくりに必要となる財源を確保していくためには、財政指標等の数値目標や数値目標達成に向けた取り組みを設定し、中期的な行財政運営の指針となる財政健全化計画（第4期）の策定が必要となります。

《本市の財政状況の変遷》

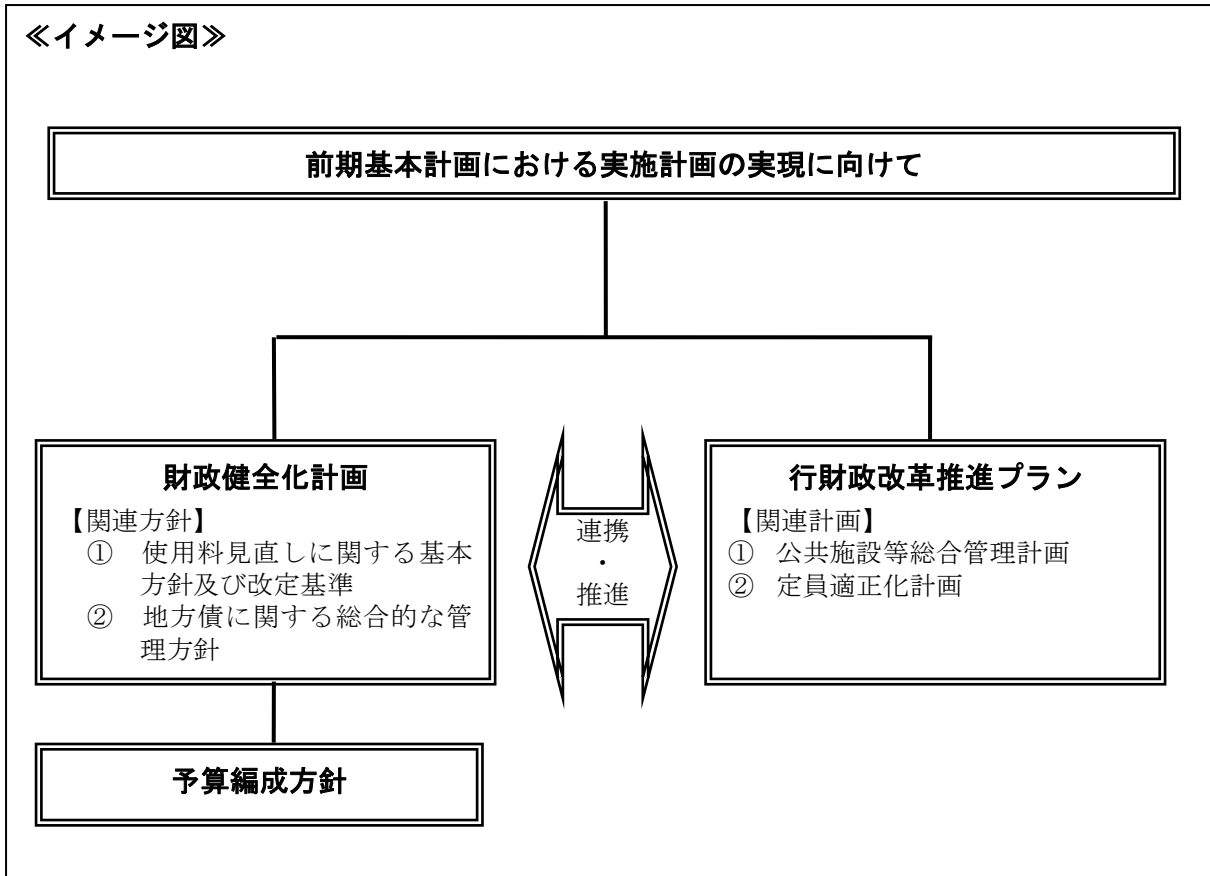
(第1期～第3期)



2 計画の位置付け

この計画は、令和3年度を初年度とする前期基本計画における実施計画に定める目的（めざす姿）の実現に向けて、行財政改革推進プラン及び関連計画と連携し、一体的に推進します。

なお、この財政健全化計画は、今後6年間における財政運営の指針であり、毎年度策定する予算編成方針の基本的な考え方を示すものとなります。



3 計画の目的

『新たな時代への挑戦：「みんなで作るふるさと 鎌ヶ谷」の実現に向けた、健全な行財政運営の堅持』

4 計画期間

令和3年度～令和8年度（6年間）

5 計画期間に改善及び堅持していくポイント

（1） 概要

本市は、鉄道4線及び8つの駅を有し、昭和40年代後半から住宅都市として発展を遂げ、近年は、新鎌ヶ谷駅を中心とした区域においては、マンションや戸建住宅などの建設を背景に、人口が増加し、固定資産税など市税収入も堅調に推移しています。

しかしながら、市全体においては、歳入の根幹をなす市税収入のうち、固定資産税

及び法人税が、県内各市と比較すると少ない状況にあります。

また、市税収入が少ないことから、財源保障機能である地方交付税及び臨時財政対策債（※4）の構成比が高く、本市にとって貴重な一般財源となるため、国の動向に左右される状況にあります。

一方で、地方債などの債務に関しては、市庁舎免震改修、新京成線連続立体交差事業、小中学校の大規模改修や四市複合事務組合にて実施した第2斎場建設など、まちづくりに資する事業に地方債を活用したため、市全体の債務は令和3年度にかけて増加傾向にありますが、令和4年度以降は減少に転じる見込みです。

また、交付税措置がある本市にとって有利な地方債を積極的に活用しているため、現在の地方債残高のうち、実際の負担は半分以下となります。また、「地方債に関する総合的な管理方針」に基づき、計画的に減債基金に積み立てを行うことで、地方債償還額の増に備えるとともに、投資的経費の財源の確保に取り組んでいます。

今後、本市を取り巻く財政運営上の課題に対応しつつ、将来のまちづくりに必要となる財源の確保が求められているため、計画期間中は、①経常収支比率の改善、②財政調整基金残高の堅持、③健全化判断比率の堅持を目標として取り組み、財政運営上の課題に対応できる財政状況へ改善または堅持し、「みんなでつくるふるさと 鎌ヶ谷」の達成につなげます。

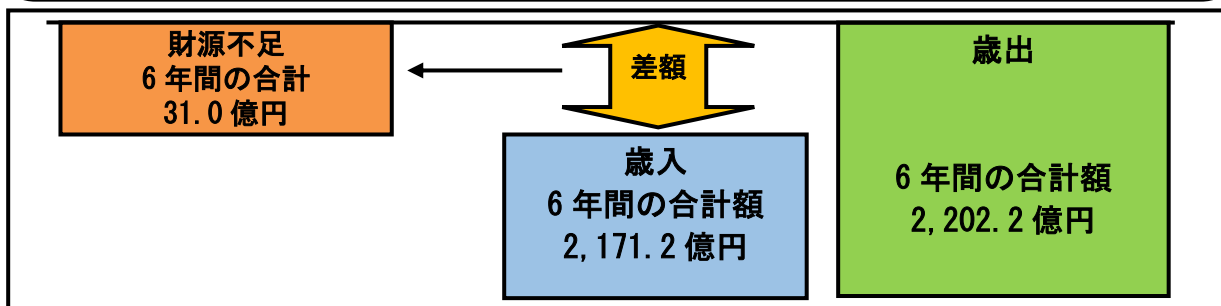
（2） 項目別の財政状況（参照：資料編）

- ① 決算規模の推移（普通会計）
- ② 歳入内訳の構成（令和2年度決算）
- ③ 市税内訳の構成（令和2年度決算）
- ④ 市税の推移
- ⑤ 普通交付税及び臨時財政対策債の推移
- ⑥ 目的別歳出の構成（令和2年度決算）
- ⑦ 性質別歳出の構成（令和2年度決算）
- ⑧ 財政構造の弾力性（経常収支比率の推移）
- ⑨ 債務の状況
- ⑩ 基金残高の推移
- ⑪ 健全化判断比率の推移

6 中期財政見通し

本市では、決算及び当初予算が確定した段階で、中長期的な財政運営に資するため、一般会計当初予算ベースで、今後6年間の財政見通しを明らかにしています。

令和3年度から令和8年度までの財政見通しは、歳入確保や歳出削減の取り組みを行わなかった場合、6年間で合計31億円の財源不足が生じるものと推測しています。



＜歳入＞

単位：億円

区分		R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
1	市税	130.7	131.0	134.1	136.9	136.9	136.9	806.5
2	譲与税・交付金	28.9	28.6	29.1	29.4	30.3	31.0	177.3
3	地方交付税	36.5	43.5	43.8	43.1	43.5	43.6	254.0
4	国・県支出金	94.3	88.2	89.2	90.0	90.7	91.7	544.1
5	繰入金	19.5	24.9	19.4	16.6	18.3	17.7	116.4
6	市債	36.2	25.7	22.7	22.0	21.5	22.2	150.3
7	その他	19.7	20.2	20.7	20.7	20.6	20.7	122.6
計		365.8	362.1	359.0	358.7	361.8	363.8	2,171.2

＜歳出＞

単位：億円

区分		R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
1	人件費	74.9	74.8	75.4	76.3	77.2	77.8	456.4
2	扶助費	96.2	99.3	100.0	100.9	101.8	102.7	600.9
3	公債費	36.8	37.7	38.1	36.0	36.0	34.7	219.3
4	普通建設事業費	32.1	25.1	21.0	20.7	20.2	21.2	140.3
5	その他	125.8	125.2	129.1	131.4	135.3	138.5	785.3
計		365.8	362.1	363.6	365.3	370.5	374.9	2,202.2

収支差	0.0	0.0	▲4.6	▲6.6	▲8.7	▲11.1	▲31.0
-----	-----	-----	------	------	------	-------	-------

＜年度末基金残高の推移＞

単位：億円

区分	R3 推計	R4 推計	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計
財政調整基金	18.5	12.5	9.5	8.5	5.5	2.5
減債基金	16.2	13.2	10.9	8.7	7.4	6.7
その他の基金	8.2	5.1	3.7	3.0	2.3	1.6
基金合計	42.9	30.8	24.1	20.2	15.2	10.8

※繰入金は、財政調整基金繰入金などの取り崩しです。

なお、繰入金は、基金から一定の額の取り崩しを前提としていますが、中期財政見通しよりさらに取り崩すと基金は枯渇することとなります。

また、減債基金繰入金は、「地方債に関する総合的な管理方針」に基づき、今後の公債費の増に対応するため、公債費のうち26億円を超える部分の半額を取り崩すこととしています。

7 財政指標等の数値目標

目標 1 経常収支比率は、95%未満に改善すること。

<ポイント> 弾力的な財政構造に改善しているか

経常収支比率は、財政構造の弾力性を表す指標となりますが、この数値が低ければ、経常的な余剰財源を確保することが可能となります。

「みんなで作るふるさと 鎌ヶ谷」の実現に向けて、行財政運営を堅持していくには、財政健全化計画（第3期）にあたる平成28年度から令和2年度までの多額の経費を要する事業を基準にすると年間で約15億円から約20億円の一般財源が必要となります。

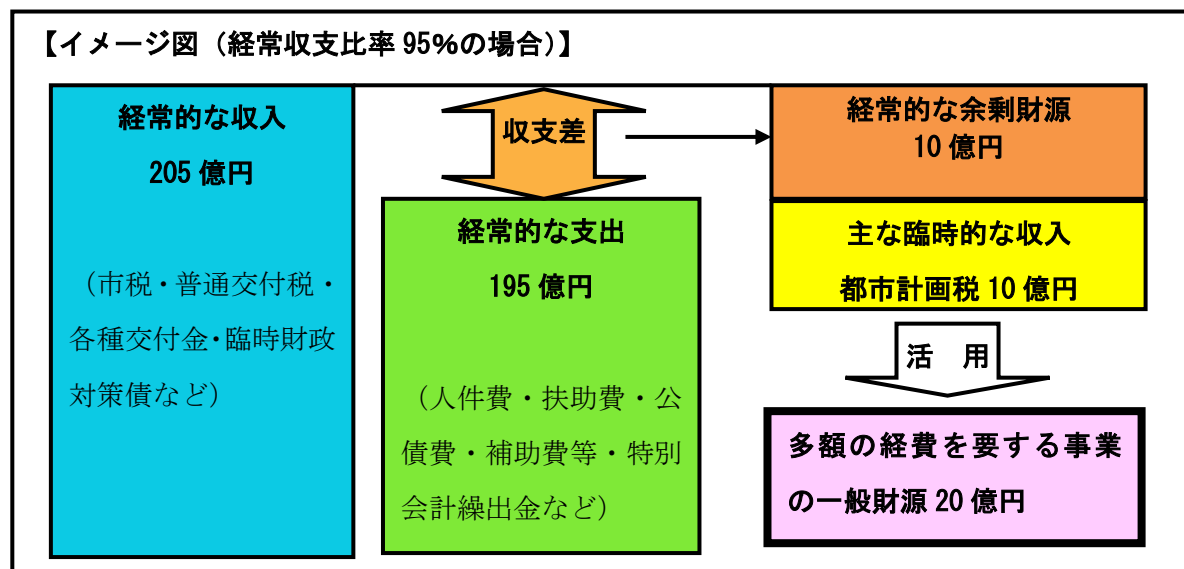
約20億円の一般財源を確保するためには、経常収支比率が95%であれば、経常的な余剰財源として約10億円、臨時的な収入である都市計画税の約10億円、あわせて約20億円を確保することが可能となります。

このような観点から、経常収支比率の数値目標は、ボーダーラインとして95%未満に設定します。

なお、令和元年度から発生した新型コロナウイルス感染症は、当面の間、本市の財政運営に大きな影響を及ぼす可能性があるため、計画期間の前半である令和5年度決算までは、経常収支比率が95%以上となることを許容します。

また、経常収支比率の目標達成の判定にあたっては、公債費の償還に充てるための減債基金繰入金を、経常的な支出である公債費から差し引いた額で算出した経常収支比率を用いることとします。

今後は、少子高齢化に伴う市税の減少及び扶助費の増加や、地方債残高の増加に伴う公債費の増加が見込まれるため、行財政改革をさらに推進し、市税を中心として徴収率の向上に努めるとともに、計画的な減債基金の積立てを継続する必要があります。



目標2 財政調整基金の年度末残高は、19億円を堅持すること。

<ポイント> 財源不足への対応ができるか

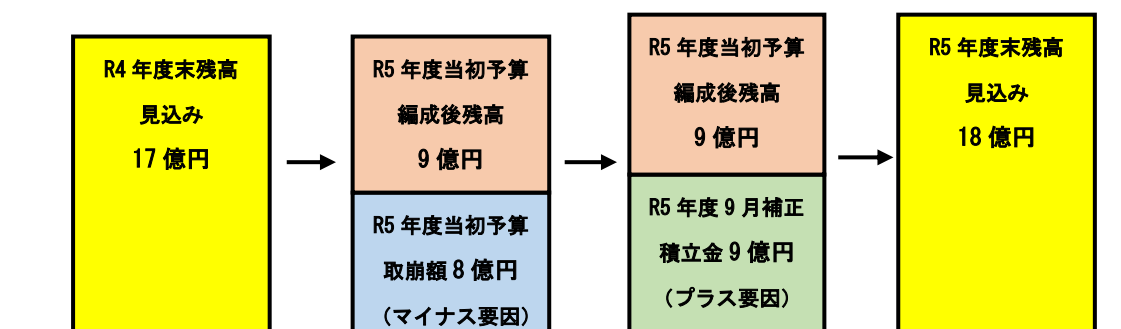
財政調整基金は、経済状況の悪化等に伴う財源不足又は災害等により予期し得ない多額な経費が生じた場合などに対応するために設置した基金となります。

財政調整基金の年度末残高目標は、基金の設置目的を勘案し、特に経済状況に影響のある市民税約72億円（令和2年度決算）の25%相当額（約18億円）と標準財政規模（※5）約202億円（令和2年度決算）の10%相当額（約20億円）を基準に、少子高齢化の進展による市税収入の減や社会保障費の増などに対する財源の対応（財政調整基金の取り崩し）を考慮し、19億円を数値目標に設定します（当初予算編成後の目標額は11億円）。

なお、令和元年度から発生した新型コロナウイルス感染症は、当面の間、本市の財政運営に大きな影響を及ぼす可能性があるため、一時的に年度末残高が19億円未満となることを許容し、令和6年度以降の年度末残高は19億円以上を確保するように段階的な回復に取り組みます。

令和2年度決算後の中期財政見通しでは、令和3年度から目標とする年度末残高が19億円未満となることを見込んでいるため、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。

【イメージ図（令和5年度末残高見込み）】

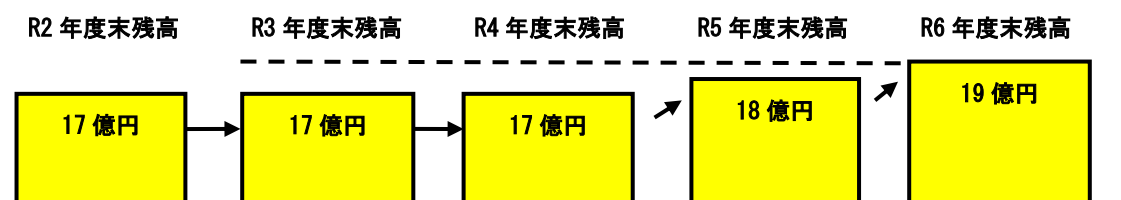


※中期財政見通しを考慮して作成した。

※積立金は、決算の実質収支を16億円で想定し、その1/2に1億円を上乗せした9億円とした。

※当初予算の取崩額8億円は、当初予算編成後で9億円を確保することを前提とした。

【イメージ図（基金残高の段階的な回復）】



令和3年度末をベースとし、目標値との差額を3年間にわたり回復していく。

目標3 健全化判断比率は、早期健全化基準未滿かつ最も悪化した平成19年度の数値未滿を堅持すること。

＜ポイント＞ 財政の早期健全化の必要性があるか

健全化判断比率は、財政の健全度を示す比率で、財政健全化法に基づき、平成19年度決算から公表されることになった「赤字」と「借金」に関する指標です。

国の定めた早期健全化基準以上になった場合は、人件費の抑制、公共施設の統廃合など具体的な改善措置を明記した財政健全化計画を議会の議決を経て定め、県や国の一定の関与の下、計画の履行が求められます。

本市の借金に関する比率である実質公債費比率及び将来負担比率は、県内各市や全国の市町村平均と比較しても健全な状態であり、中期財政見通しの中では、急激に悪化する見込みがないため、早期健全化基準以上になることはありません。

このため、本計画における目標は、早期健全化基準未滿を堅持しつつ、本市で最も数値が悪化した平成19年度決算の実質公債費比率10.0%、将来負担比率72.5%の数値未滿とします。

本市において過去最も指標が悪化した平成19年度の数値よりも悪化しないためには、令和2年度決算の状況より算出すると、市全体の債務残高567億円未滿（後年度の地方債償還に対する交付税措置額を除いた実質的な債務残高280億円未滿）を目安とする必要がありますが、現在の推計では、令和3年度から令和8年度の間では市全体の債務残高は493億円未滿（実質的な債務残高196億円未滿）で収まり、実質公債費比率は5.6%程度、将来負担比率は35.6%程度となる見込みです。

なお、赤字に関する比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率についても、各種基金を有効に活用することで、財源不足は生じない見込みではありますが、持続可能な行財政運営を維持するためには、予算の資金計画等を注視し、歳入の範囲内で支出する財政運営の大原則を引き続き徹底することが必要不可欠となります。

＜財政健全化法に定める早期健全化基準（令和2年度決算時）、本市で最も指標が悪化した平成19年度の数値＞

比率名	早期健全化基準	平成19年度の数値
実質赤字比率	12.48%	—
連結実質赤字比率	17.48%	—
実質公債費比率	25.0%	10.0%
将来負担比率	350.0%	72.5%

《本市における健全化判断比率等の対象範囲》

区分	会計名	対象範囲			
一般会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
公営事業会計	国民健康保険特別会計				
	介護保険特別会計				
	後期高齢者医療特別会計				
公営企業会計	下水道事業会計（法適）				資金不足比率
一部事務組合・広域連合	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合				
	四市複合事務組合				
	千葉県市町村総合事務組合				
	千葉県後期高齢者医療広域連合				
地方公社・第三セクター	千葉県信用保証協会				

《実質公債費比率及び将来負担比率の見込み》

(単位：%)

	R元決算	R2決算	R3推計	R4推計	R5推計	R6推計	R7推計	R8推計
実質公債費比率	3.4	4.3	5.0	5.2	5.6	5.6	5.2	4.4
将来負担比率	27.8	32.1	35.6	33.9	31.7	29.9	28.5	27.6

《年度末における全体債務残高及び実質的債務残高の見込み》

(単位：億円)

	R元決算	R2決算	R3推計	R4推計	R5推計	R6推計	R7推計	R8推計
全体債務残高	490.5	480.0	492.0	475.0	456.0	439.1	422.6	408.8
実質的債務残高	203.9	194.9	195.6	185.4	175.6	167.1	159.3	152.7

※全体債務残高とは、市の地方債残高のほか、将来負担することとなる、債務負担行為による支出予定額や、一部事務組合等への負担見込額を合算したものから、維持管理的な経費を除いたものとなります。

8 財政指標等の数値目標達成に向けた取組み ※鎌ヶ谷市第3次行財政改革推進プランより抜粋

(1) 基本的な考え方

財政指標等の数値目標達成に向けた取組みは、毎年実施している行政評価を活用し、事務事業の見直しや重点事業の拡充など、事業の選択と集中・重点化を積極的に行い、市のめざす姿の実現を推進します。

さらに、行財政改革推進計画に定めた取組み項目については、(2)に主な対策を掲げ、着実に実行します。

(2) 主な財源確保策

柱1：事務のデジタル化・効率化（主要6項目）

より効率的で効果的な行政運営への転換を図るため、国のデジタル化に対する動向や制度改正等を踏まえ、AIや各システムの導入など新たなテクノロジーを積極的に活用し、事務の効率化や市民の利便性向上に向けたデジタル化を推進します。

また、民間活力の活用や中長期的な視点から施設のあり方を検証するとともに、これまで行ってきた事務事業や手続き等を見直し、市民サービスの向上や事務の効率化に取り組みます。

- ①デジタル化の推進 ②事務事業の見直し ③行政手続き等の充実
- ④民間委託等の推進 ⑤施設の維持管理の効率化等の推進
- ⑥機器導入による歳出の抑制

柱2：自主財源の確保（主要4項目）

将来にわたって持続可能な行財政基盤を確立するためには安定した自主財源の確保が必要です。自主財源の根幹をなす市税や保険料収入等は、各種滞納金対策本部会議等により、全庁体制で横断的に連携するなど、効果的な徴収対策を講じ徴収率の向上を図ります。

また、市が所有する様々な資産（普通財産・行政財産）を有効活用するとともに、ふるさと納税制度の活用や企業誘致の推進など、新たな自主財源の確保に積極的に取り組みます。

- ①市税等の収入確保及び未収金の収入促進 ②手数料、使用料の見直し
- ③財産（普通財産・行政財産）の有効活用
- ④その他（企業誘致の推進、デジタルサイネージ・ネーミングライツの実施）

柱3：財政基盤の安定・強化（主要3項目）

適正な職員配置などにより、増加する業務量とのバランスを図ることで、人件費の抑制に努め、少数精鋭による効果的・効率的な行財政運営を目指します。

また、補助金等の必要性等を検証するとともに、中長期的な視点に立ち、既存事業

の意義や手法について、徹底的に見直しを実施し、必要に応じて計画の見直しや廃止など、事業の選択と集中を図り、将来にわたる財政基盤の安定・強化に向けた取組みを進めます。

- ①財政健全化及び将来を見据えた財政運営 ②補助金等の整理合理化
- ③給与・手当・定員管理の適正化

柱4：行革プラン推進に向けた取組み（主要3項目）

市政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、市民の目線に立った質の高いサービスを提供できる職員の育成や組織体制を構築するため、行政評価に基づく効果的かつ効率的な市政の推進を図るとともに、接遇研修会や車座集会を通じて、職員一人ひとりの資質向上や人材を育てる職場風土の醸成に努め、組織力を高めていきます。

また、市民・地域団体・NPO・事業者などが、知恵や強みを活かしながら、協働によるまちづくりを推進していくための仕組みを充実させていきます。

- ①行政評価の有効活用 ②市民から信頼される職員・組織づくり ③市民協働の推進

9 財政情報の積極的な公表

行財政改革を推進するにあたっては、市の財政状況を認識したうえで、市民と職員が一体的に取り組むことが望まれます。

市の財政状況は、広報やホームページ等を通じて公表していますが、情報提供にあたっては、よりわかりやすい資料を作成し、積極的に行うことが必要となります。

したがって、予算書、決算書、財政健全化計画などは、引き続き市民の視点に立ち、予算の概要などを作成し、積極的な公表を行います。

なお、公表する資料及び公表時期については、平成26年3月に定めた「鎌ヶ谷市財政関連情報の公表に関する基準」に基づいて行うこととし、基準は随時見直すこととします。

10 財政指標等の数値目標及び財源不足の対応状況の検証

この計画の財政指標等の数値目標及び収納率等は、決算が確定した段階で判明する数値となりますので、行財政改革推進プランの進行管理とあわせて、その達成状況を検証し、今後の対応や次年度以降の予算編成方針に反映します。

参考：財政用語等の解説

※1 三位一体の改革

三位一体の改革は、国と地方公共団体に関する3つの改革で、①国庫補助負担金の廃止・縮減 ②税財源の移譲 ③地方交付税の一体的な見直しをいう。

※2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

この法律は、平成19年6月に制定され、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することを義務付けたものである。

早期健全化基準又は財政再生基準以上の場合は、財政健全化計画又は財政再生計画を議会の議決を経て定め、県や国の一定の関与の下、計画の履行が求められる。

なお、健全化判断比率は以下の4つがある。

- ① 実質赤字比率…年間の収入に対する一般会計の赤字の割合
- ② 連結実質赤字比率…年間の収入に対する、一般会計及び特別会計の全会計の赤字の割合
- ③ 実質公債費比率…年間の収入に対する借金返済の大きさを表す指標
- ④ 将来負担比率…年間の収入に対する債務残高の大きさを表す指標

※3 経常収支比率

経常収支比率は、市税（都市計画税を除く）など経常的な収入（一般財源）が、人件費・扶助費・公債費など経常的に支出する経費に、どの程度使われているのかを表す指標である。

なお、数値が低いほど、財政に柔軟性があることを表している。

※4 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足したため、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度であり、平成13年度から導入されたものである。

その償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源である。

※5 標準財政規模

標準財政規模は、地方公共団体の標準的な状態で通常収入される一般財源の規模を示すもので、次の計算方式で算定される。

$(\text{基準財政収入額} - \text{所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方消費税交付金における引き上げ分の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100/75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$

鎌ヶ谷市財政健全化計画

(資料編)

目 次

1	決算規模の推移（普通会計）	1
2	歳入内訳の構成（令和2年度決算）	2
3	市税内訳の構成（令和2年度決算）	3
4	市税の推移	3
5	普通交付税及び臨時財政対策債の推移	4
6	目的別歳出の構成（令和2年度決算）	5
7	性質別歳出の構成（令和2年度決算）	6
8	財政構造の弾力性（経常収支比率の推移）	7
9	債務の状況	8
10	基金残高の推移	9
11	健全化判断比率の推移	10

1 決算規模の推移（普通会計）

【過去3年間の状況】

①平成30年度決算

平成30年度の決算は、歳出が、市庁舎免震改修事業の終了に伴う減がある一方で、陸上競技場改修事業や小中学校の大規模改修の実施により増となり、歳入が、これらの歳出に対する地方債や諸収入の増と、地方消費税交付金が増となったことにより、増となっています。

②令和元年度決算

令和元年度の決算は、前年度と比較し、幼児教育・保育の無償化の実施による影響があったものの、地方消費税交付金など各種交付金が減となったことにより、歳入は減となっています。

③令和2年度決算

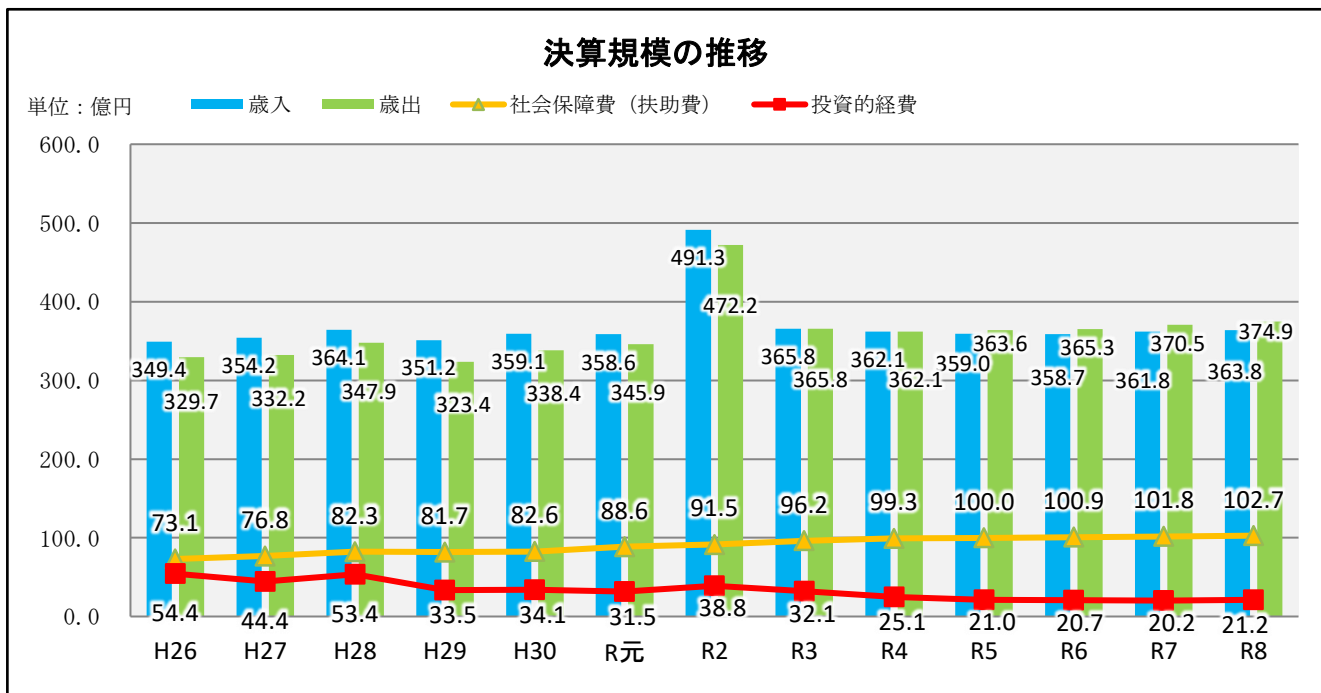
令和2年度の決算は、新型コロナウイルス感染症対策のための特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した経営支援給付金などの実施により、歳入歳出ともに前年度と比較して100億円以上の増となっています。

【投資的経費の状況】

投資的経費は、令和2年度が38億8千万円で、平成26年度の54億4千万円と比較し、額で15億6千万円、率で28.6%の減、平成21年度の24億4千万円と比較し、額で14億4千万円、率で58.8%の大幅な増となっています。

【社会保障費（扶助費）の状況】

社会保障費（扶助費）は、令和2年度が91億5千万円で、平成26年度の73億1千万円と比較し、額で18億4千万円、率で25.3%の増、平成21年度の39億7千万円と比較し、額で51億8千万円、率で130.6%の大幅な増となっています。



※ H26～R2決算額、R3当初予算額、R4～R8中期財政見通し

2 歳入内訳の構成（令和2年度決算）

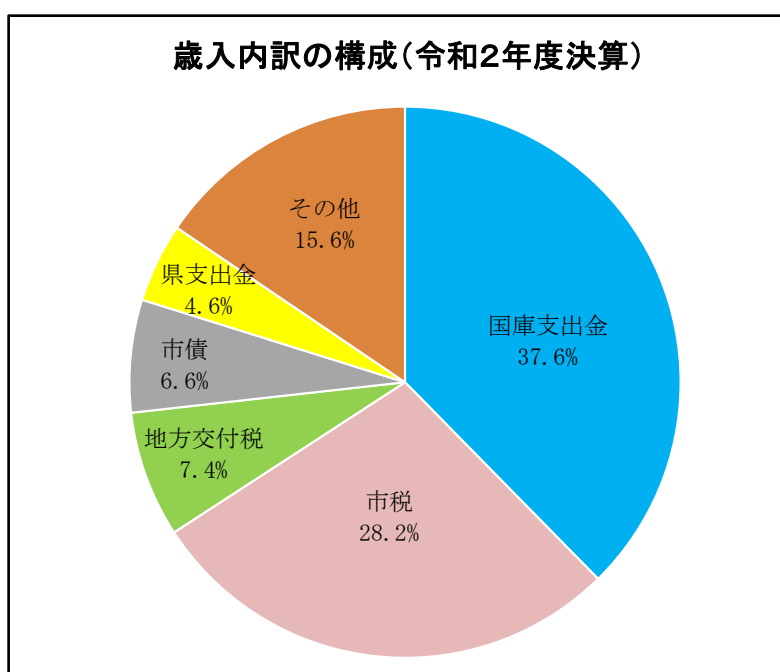
歳入に占める割合は、国庫支出金が最も高い37.6%、次に市税、地方交付税、市債、県支出金の順となっています。

【自主財源と依存財源の状況】

市が自力で徴収可能な市税などの自主財源と国等に頼る普通交付税などの依存財源の割合は、自主財源が約186億円（構成割合37.9%）、依存財源が約305億3千万円（構成割合62.1%）となっています。

【一般財源と特定財源の状況】

用途が特定されない一般財源と用途が特定される特定財源の割合は、一般財源が約259億5千万円（構成割合52.8%）、特定財源が約231億8千万円（構成割合47.2%）となっています。



単位：億円

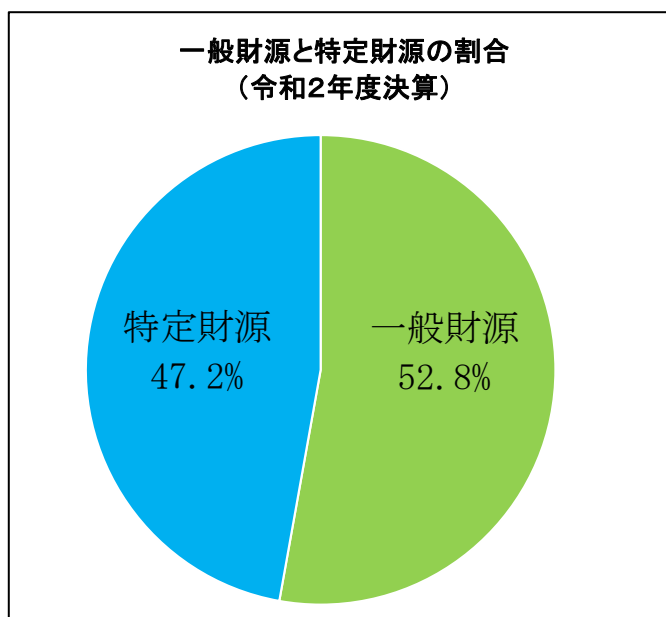
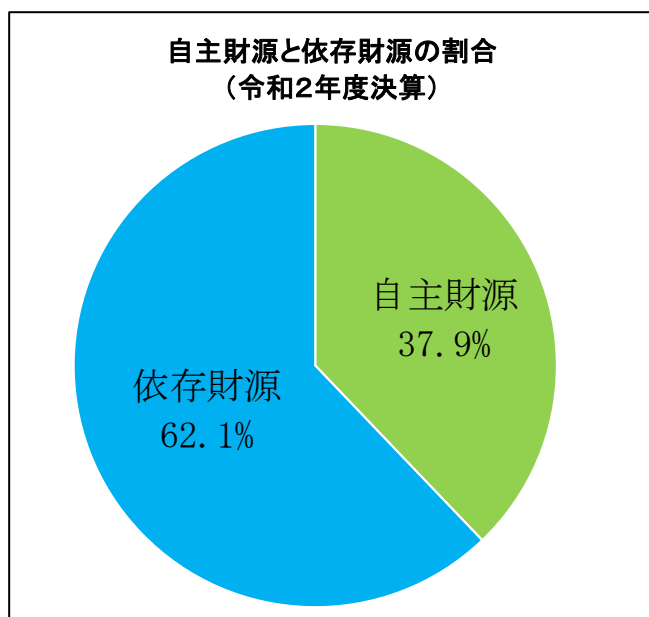
区分	R2	R元	増減額
国庫支出金	184.9	56.0	128.9
市税	138.4	137.7	0.7
地方交付税	36.4	35.7	0.7
市債	32.5	28.6	3.9
県支出金	22.8	21.1	1.7
その他	76.3	79.5	▲ 3.2
合計	491.3	358.6	132.7

単位：億円

区分	金額
自主財源	186.0
依存財源	305.3
計	491.3

単位：億円

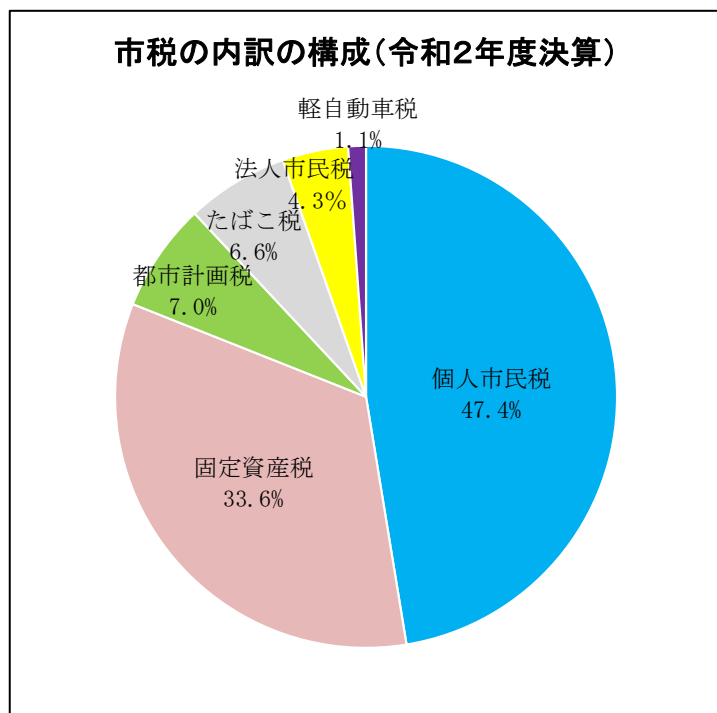
区分	金額
一般財源	259.5
特定財源	231.8
計	491.3



3 市税内訳の構成（令和2年度決算）

市税の割合は、個人市民税が最も高い47.4%（65億6千万円）、次に固定資産税が33.6%（46億5千万円）、続いて都市計画税、たばこ税、法人市民税の順となっています。

主な特徴は、市民1人当たりの状況で比較した場合、法人市民税及び固定資産税が県内各市と比較して低い状況で、令和2年度決算では、特に固定資産税が県内37市中36番目に低い状況であることから、税構造が偏った状況となっています。

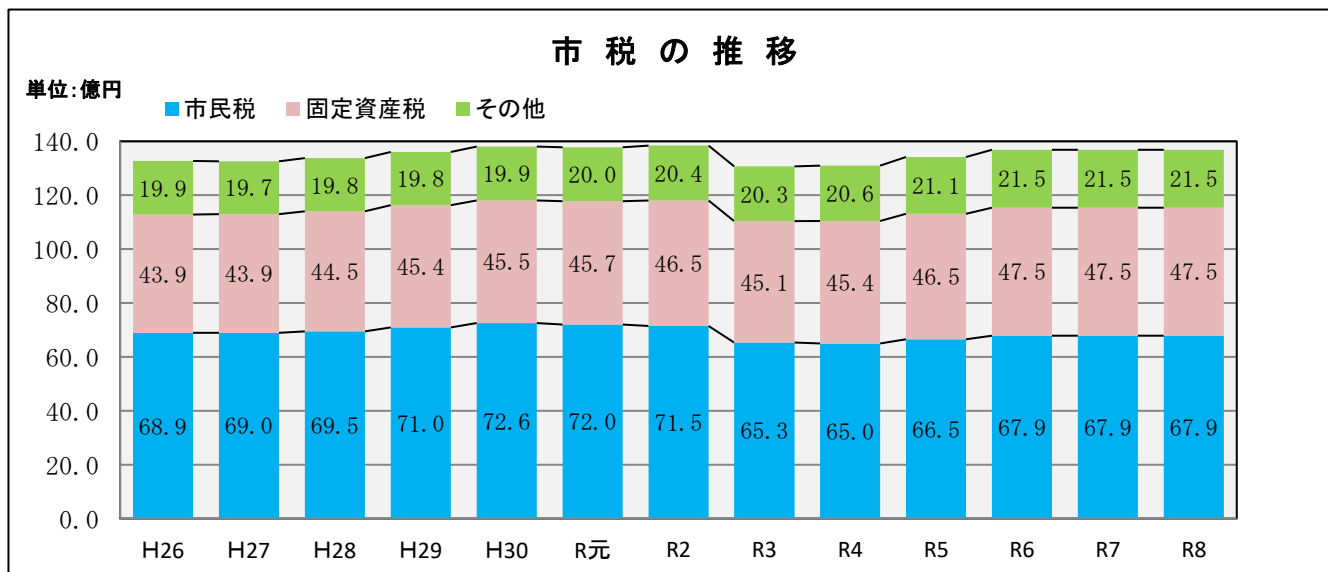


単位：億円

区分	R2	R元	増減額
個人市民税	65.6	64.9	0.7
固定資産税	46.5	45.7	0.8
都市計画税	9.7	9.6	0.1
たばこ税	9.1	8.9	0.2
法人市民税	5.9	7.1	▲ 1.2
軽自動車税	1.6	1.5	0.1
計	138.4	137.7	0.7

4 市税の推移

市税の推移は、個人市民税や固定資産税、その他の市税もほぼ横ばいに推移しています。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響から徐々に回復し、市税の増加が見込まれます。



※ H26～R2決算額、R3当初予算額、R4～R8中期財政見通し

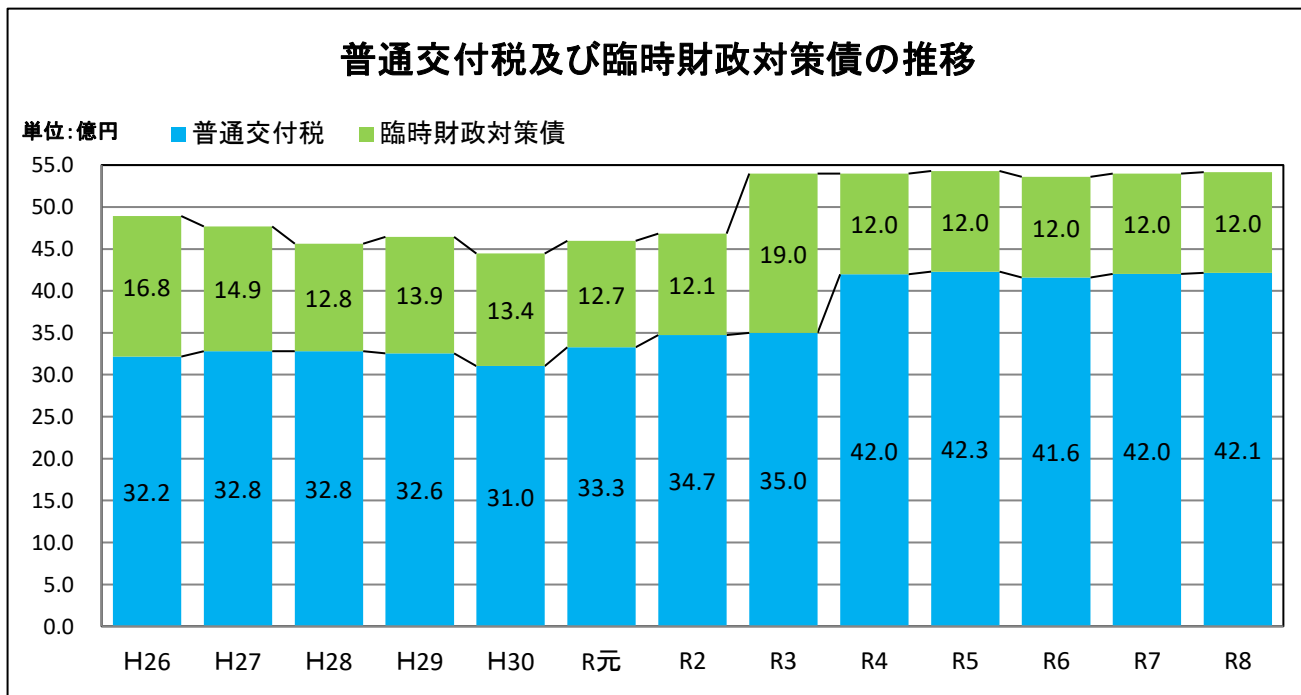
5 普通交付税及び臨時財政対策債の推移

普通交付税及び臨時財政対策債は、国に依存する財源である一方で、使途が特定されない貴重な一般財源です。

令和2年度決算は、普通交付税が34億7千万円（構成割合7.1%）、臨時財政対策債が12億1千万円（構成割合2.4%）で、あわせて46億8千万円（構成割合9.5%）と構成割合が高い状況となっています。

したがって、本市の財政運営は、普通交付税及び臨時財政対策債の状況によって、大きな影響を受ける状況にあります。

今後は、臨時財政対策債や交付税措置の高い事業債の償還に伴う基準財政需要額の増に伴う影響や市税の減収による影響により、令和3年度は一時的に増となるものの、その後は横ばいに推移すると見込んでいます。



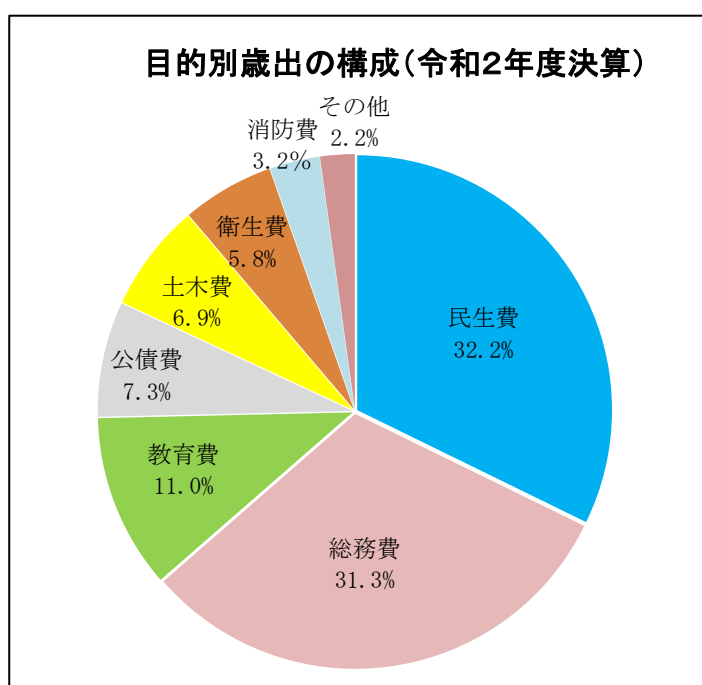
※ H26～R2決算額、R3当初予算額、R4～R8中期財政見通し

6 目的別歳出の構成（令和2年度決算）

令和2年度決算の歳出について、支出した費用を目的別に分類すると、民生費が152億2千万円（構成割合32.2%）と最も高く、続いて総務費、教育費、公債費の順となっています。

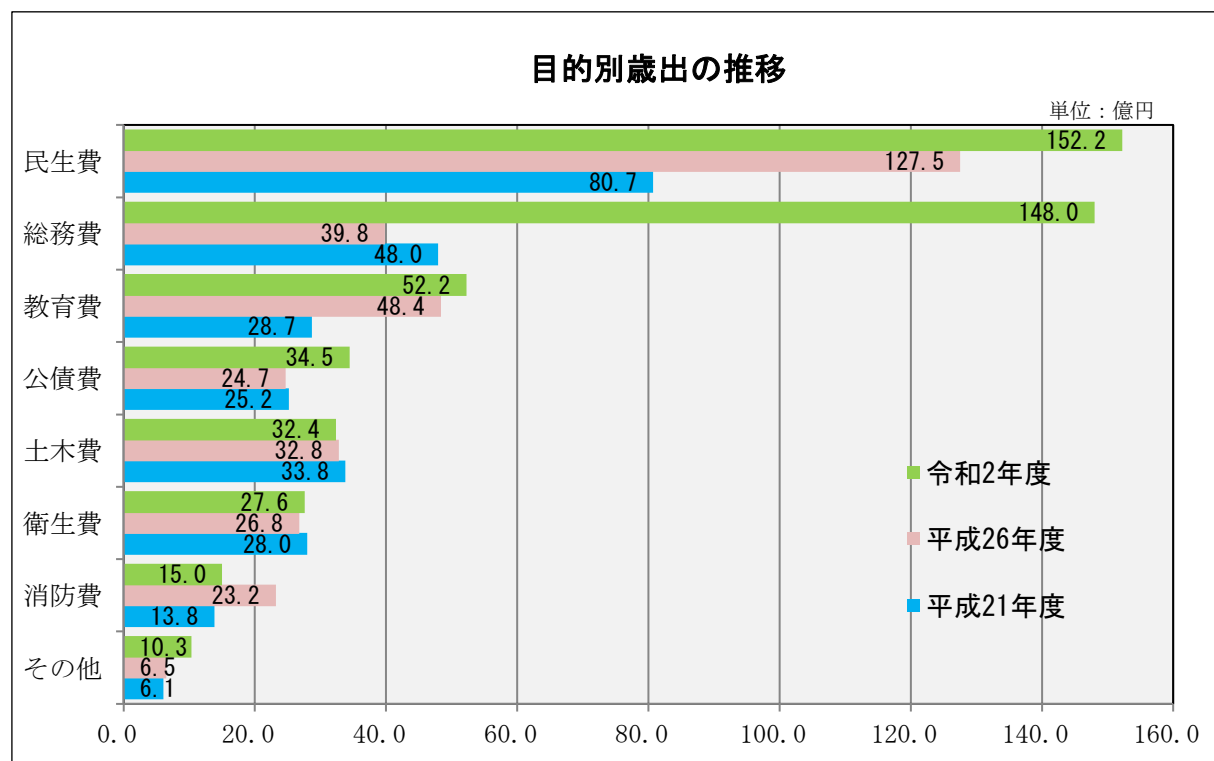
平成21年度決算からの推移としては、民生費が少子高齢化や子育て施策の拡充の影響などにより大幅に増となり、小中学校の大規模改修などにより教育費が増となっています。

なお、平成26年度決算では、義務教育施設空調設備設置事業（約9億2千万円）、消防本部庁舎建替事業（約6億円）の実施により、教育費や消防費が一時的に増となっています。



単位：億円

区分	R2	R元	増減額
民生費	152.2	147.7	4.5
総務費	148.0	42.8	105.2
教育費	52.2	42.5	9.7
公債費	34.5	32.8	1.7
土木費	32.4	31.9	0.5
衛生費	27.6	27.8	▲ 0.2
消防費	15.0	14.0	1.0
その他	10.3	6.4	3.9
計	472.2	345.9	126.3

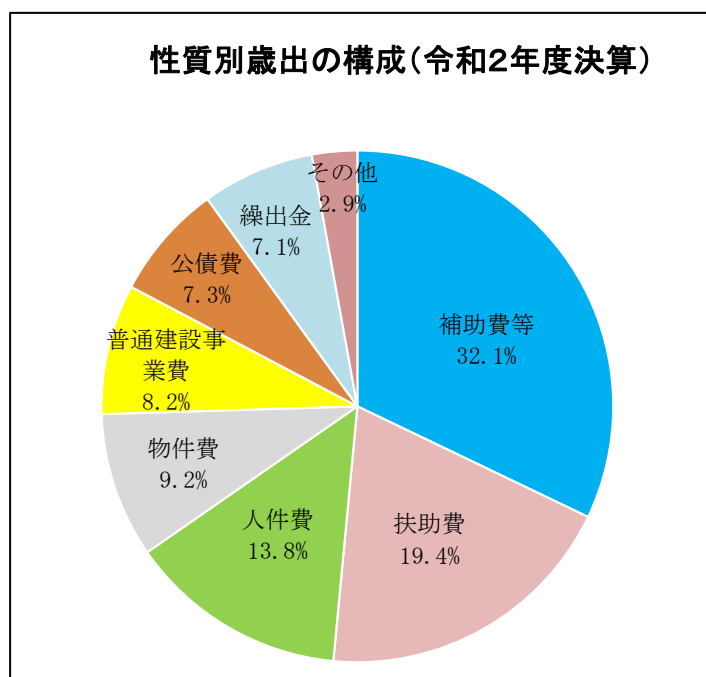


7 性質別歳出の構成（令和2年度決算）

令和2年度決算の歳出について、支出した費用を性質別に分類すると、支出が義務づけられた義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）が191億4千万円で、約4割を占めています。

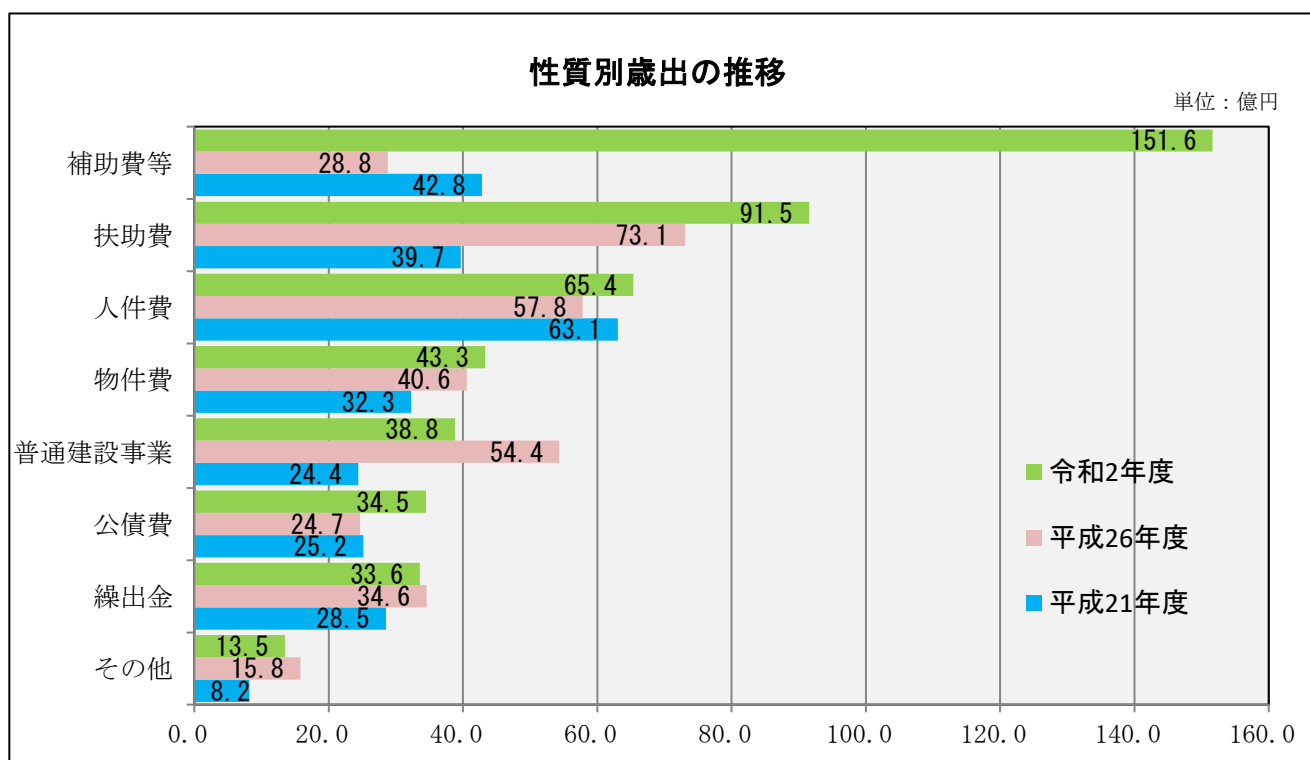
過去の推移は、人件費が減少する一方で、少子高齢化などを要因とした扶助費や医療・介護特別会計への繰出金が増となっています。

なお、平成26年度決算の普通建設事業費は、義務教育施設空調設備設置事業、新京成線連続立体交差事業や消防本部庁舎建替事業の実施により一時的な増となっています。



単位：億円

区分	R2	R元	増減額
補助費等	151.6	35.0	116.6
扶助費	91.5	88.6	2.9
人件費	65.4	56.1	9.3
物件費	43.3	45.3	▲ 2.0
普通建設事業費	38.8	31.5	7.3
公債費	34.5	32.8	1.7
繰出金	33.6	35.5	▲ 1.9
その他	13.5	21.1	▲ 7.6
計	472.2	345.9	126.3

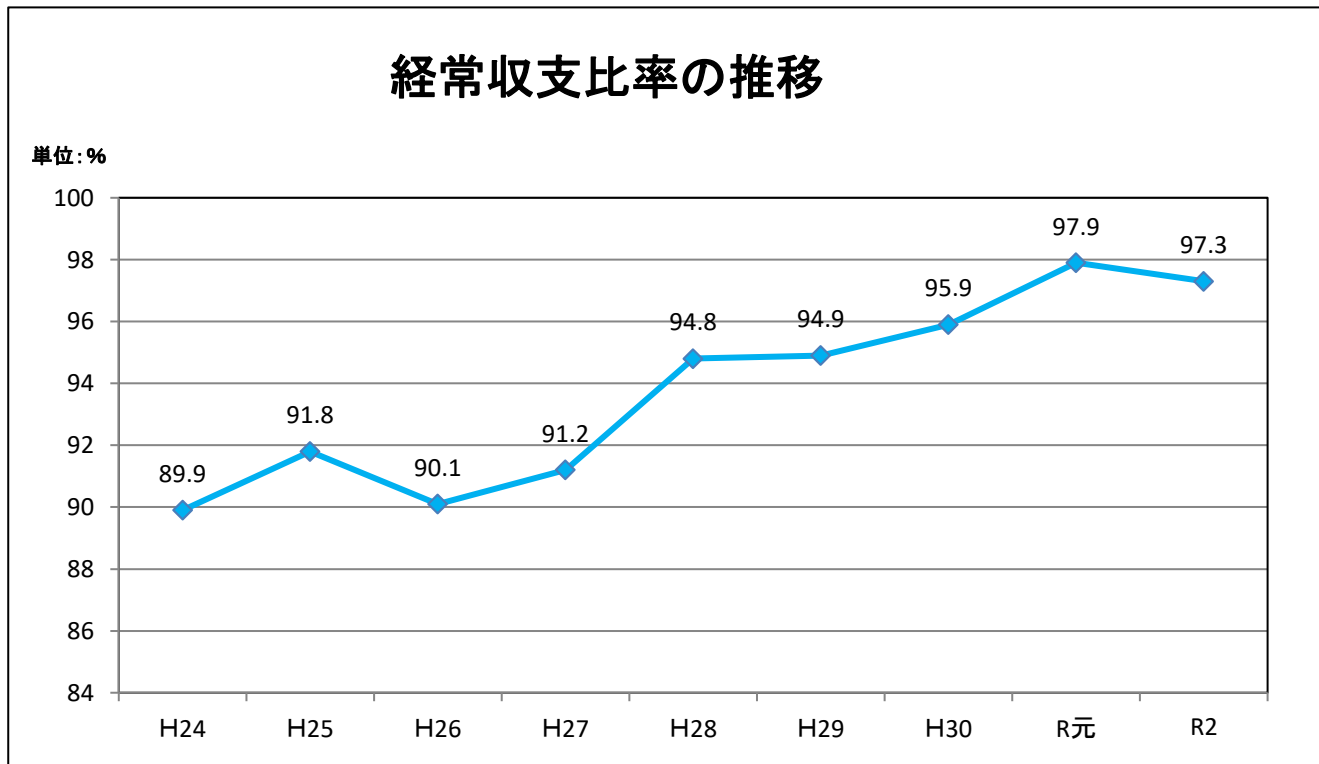


8 財政構造の弾力性（経常収支比率の推移）

経常収支比率は、平成19年度には99.6%で最も悪化しましたが、行財政改革に取り組んだ結果、平成24年度の89.9%まで改善しました。しかしながら、平成26年度以降は、扶助費、公債費などが増加してきたことにより、令和2年度は97.3%まで上昇しました。

今後は、持続可能な財政運営を行うためのボーダーラインとして95%未満とすることを目標としていますが、扶助費及び公債費が増加傾向にあるとともに、普通交付税及び臨時財政対策債は、国の政策に左右される依存財源であるため、計画的な減債基金の積立てを継続的に行うことで、公債費の増に備えるとともに、経常的な収入である市税の徴収率の向上や、経常的な支出の削減など、行財政改革に取り組む必要があります。

※経常収支比率の算定は、地方財政状況調査（全国統一ルール）によるものとしています。



※ 経常収支比率の数値（%）が高いほど、財政の硬直化が進んでいることになります。

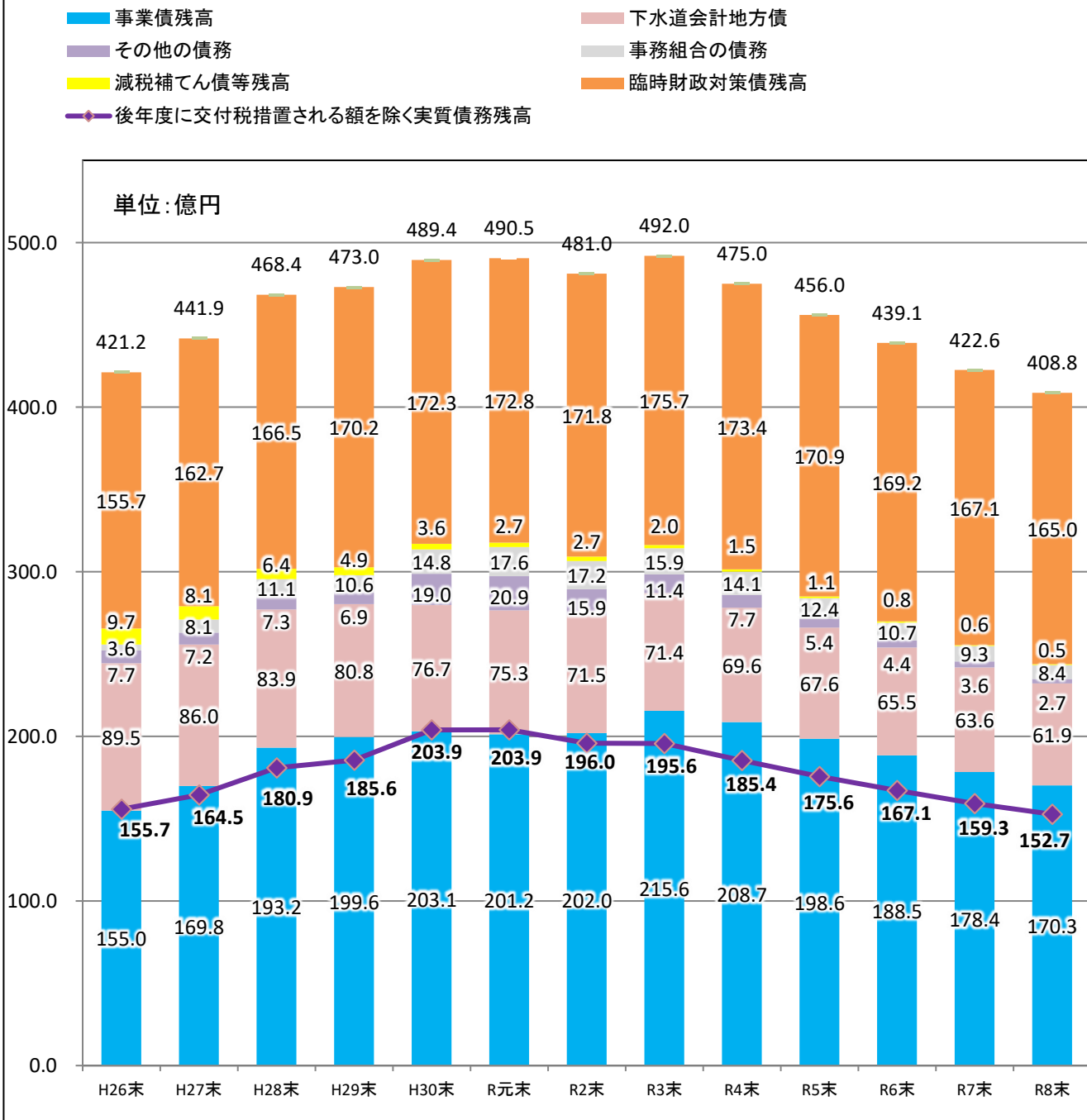
9 債務の状況

【債務全体の状況】

地方債や一部事務組合の債務などの債務全体の状況は、東日本大震災を受けて前倒しなどを行った公共施設の耐震改修や消防本部庁舎・くぬぎ山消防署の建替え、民間商業施設の建替えに合わせ行ったきらり鎌ヶ谷市民会館の整備、国の経済対策を有効に活用し行った学校給食センターの建替えや義務教育施設空調設備設置、新京成線高架化、市庁舎免震改修、四市複合事務組合の第2斎場の建設など、市の将来を見据えた事業に多額の地方債を活用したことから、全体債務残高は増加傾向にあり、令和3年度にピークを迎えますが、その後徐々に減少していく見込みとなっています。

なお、これらの事業に対しては、交付税措置の有利な地方債を活用したことから、後年度に交付税措置される額を除く実質的な債務残高は、全体債務の半分以上であり、ピーク時でも204億円程度となっています。

債務全体の推移



※ H26～R2実績額、R3～R8見込額

10 基金残高の推移

【基金の概要】

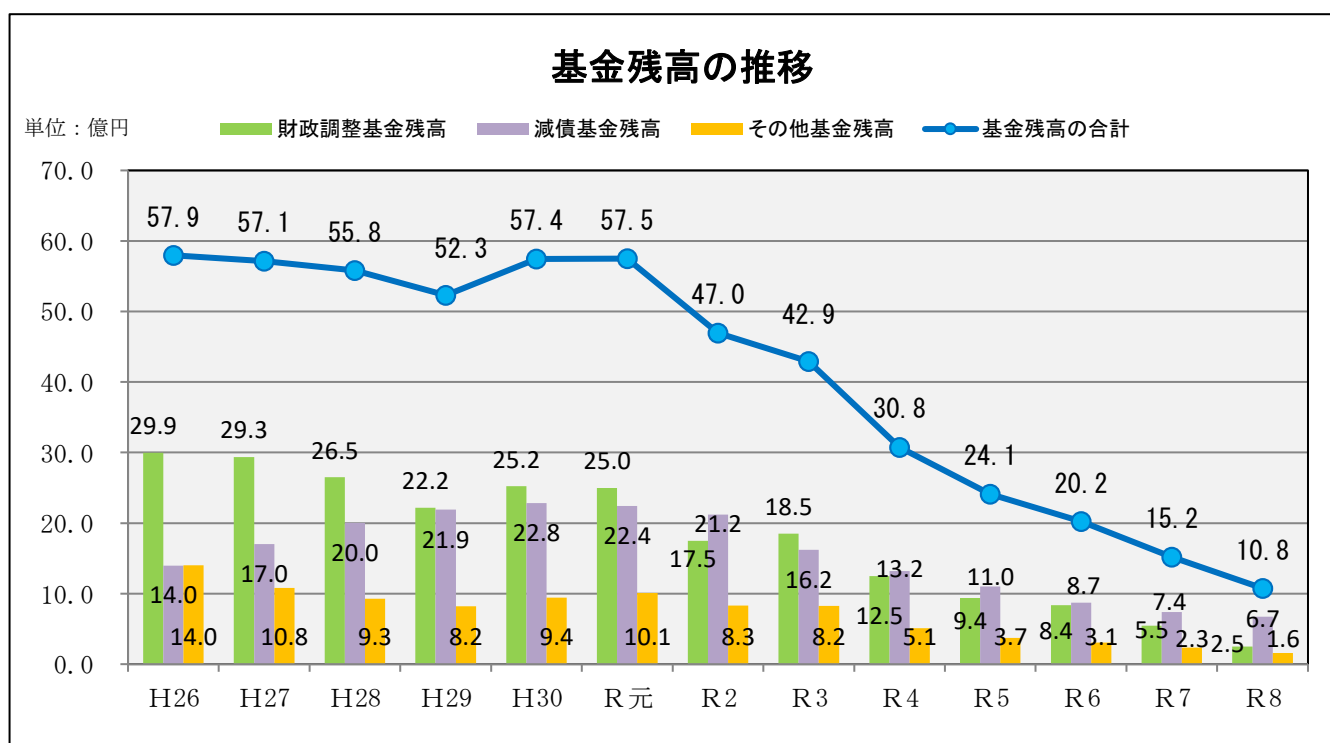
本市の基金は、次の9種類の基金がありますが、計画的な財政運営に必要な貴重な財源となっています。

- ①財政調整基金：経済状況等の影響などによる財源不足に活用するもの
- ②減債基金：市債の償還に必要な財源に活用するもの
- ③公共施設整備基金：公共施設の整備及び改修等の事業に必要な財源に活用するもの
- ④保健福祉基金：保健・福祉事業の財源に活用するもの
- ⑤みどりの基金：公園整備などのみどりを保全する事業の財源に活用するもの
- ⑥ふるさと基金：市民相互のふれあいとふるさとづくりを推進する事業の財源に活用するもの
- ⑦軽井沢地区公共施設等整備基金：軽井沢地区において公共施設設置事業等に必要な財源に活用するもの
- ⑧森林環境譲与税基金：森林環境譲与税を原資として、森林の整備に関する施策等に要する経費の財源に活用するもの
- ⑨特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金：特定防衛施設周辺整備調整交付金を原資として、予防接種などの事業の財源に活用するもの

【基金残高の推移】

本市は、住宅都市として発展をしてきており、従来から法人市民税及び固定資産税が県内各市と比較して低い税構造であるとともに、三位一体の改革（国からの補助金削減、地方への税源移譲、地方交付税改革）に伴い、特に地方交付税が大幅に減額されたことを要因として、平成19年度末の基金残高の合計は過去最も少ない8億8千万円となりました。

このような状況の中、平成20年度以降からは、他市に先駆けて、行革に取り組み、その成果を今後の財政運営の貴重な財源とするため、基金への積立てを行うとともに、基金の取崩しを抑制した結果、令和2年度末の基金残高の合計は47億円（うち財政調整基金残高17億5千万円）となりました。今後は、財源不足の対応のため減少傾向となっています。



※ H26～R2決算額、R3～R8中期財政見通し

1.1 健全化判断比率の推移

【健全化判断比率の概要】

健全化判断比率は、平成19年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度の決算から公表されています。また、財政健全化計画などの策定義務など、そのほかの規定は、平成20年度以降の決算から適用されています。

- ①実質赤字比率：最も主要な会計（普通会計）に生じている赤字の大きさを表す指標
- ②連結実質赤字比率：公営企業会計を含む全会計に生じている赤字の大きさを表す指標
- ③実質公債費比率：年間の収入に対する借金返済額の大きさを表す指標
- ④将来負担比率：年間の収入に対する債務残高の大きさを表す指標

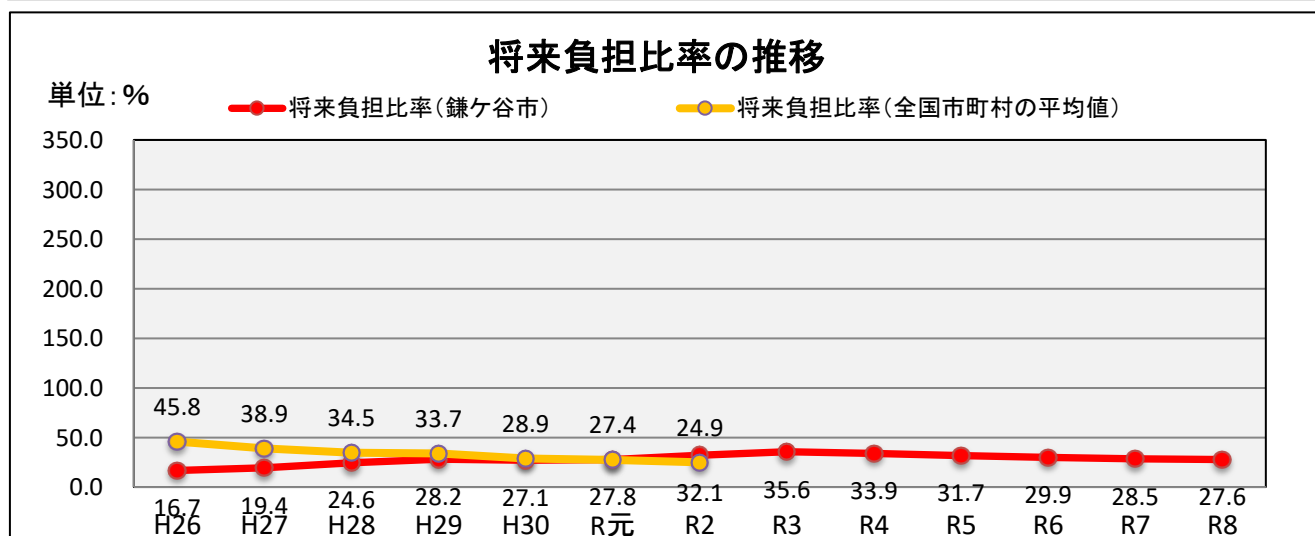
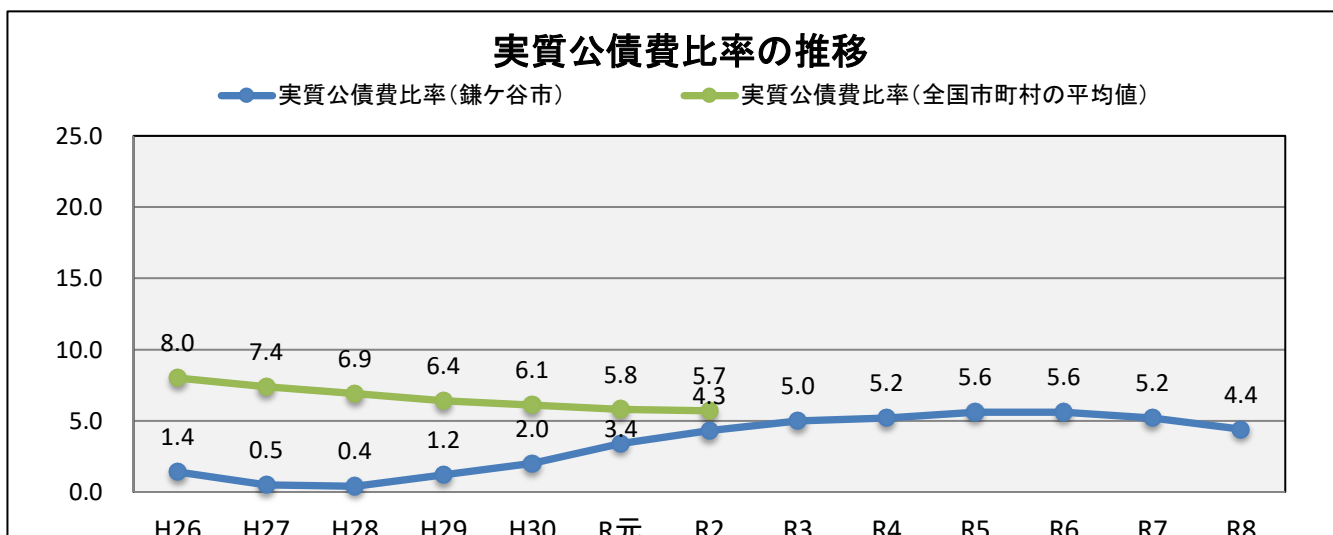
【本市の状況】

本市は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率に関し、赤字がないことから算定されません。

また、実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準（国の定めた基準で、この早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、県や国の一定の関与の下、計画の履行が求められる）を大きく下回っているため、健全な状態です。

【全国市町村平均値との比較】

本市と全国市町村の平均値を比較した場合、地方債残高や債務全体の状況は、全国市町村における健全化判断比率の平均値程度となっています。



※ H26～R2は実績、R3～R8は見込

《参考：令和2年度決算時点》

比率名	法で定める基準	
	早期健全化基準	財政再生基準
1 実質赤字比率	12.48%	20.00%
2 連結実質赤字比率	17.48%	30.00%
3 実質公債費比率	25.0%	35.0%
4 将来負担比率	350.0%	—